

令和元年10月25日



担当課	市民課
担当者	岩城、岡田
電話	(073) 435-1027
内線	2112、2129

～令和元年11月5日から住民票、マイナンバーカード、 印鑑登録証明書等に旧氏が併記できるようになります～

本人からの申出により、住民票・マイナンバーカード（通知カード）・印鑑証明書に「旧氏」の記載が可能となります。

これにより、婚姻等で氏（うじ）に変更があった場合でも、従来称してきた氏をマイナンバーカード等に併記し、公証することができるようになるため、旧氏を契約など様々な場面で活用することや、就職や職場等での身分証明になります。

※ 旧氏とは、その人の過去の戸籍上の氏のことです。氏はその人に係る戸籍、または除かれた戸籍に記載されています。

- 1 開始日 令和元年11月5日（火）
- 2 受付場所 市民課 4番窓口（市役所1階）
東部・河南・河西・河北・中央・北・南の各サービスセンター
- 3 受付時間 月曜日から金曜日まで 午前8時30分～午後5時15分まで
（祝日を除く）
- 4 手続きに必要なもの
 - ・ 旧氏が記載されている戸籍（除籍）謄本等から現在にまでつながる戸籍謄本
ただし、現在の戸籍謄本の「従前戸籍欄」に旧氏が記載されている場合は現在の戸籍謄本のみをご用意ください。
 - ・ 本人確認書類（本人）
運転免許証、マイナンバーカード、住民基本台帳カード、パスポート、健康保険証、
介護保険証、国民年金手帳等
 - ・ 通知カード、マイナンバーカード等をお持ちの方はご持参ください。

※ 現在の氏又は旧氏の一方のみを表示することはできません

※ 審査により提出書類に不備がある場合は、旧氏が記載された証明書をお渡しできません。書類が整い次第のお渡しになります。

※ 旧氏併記について詳しくは総務省のホームページに掲載されています。

和歌山市 HPのID：1025412

詳細については、市民課までお問合せください。（TEL：073-435-1027）